

# 都市計画マスタープラン・立地適正化計画改定業務 特記仕様書（案）

## 第1章 総則

### （適用）

**第1条** 本特記仕様書（以下「本仕様書」という。）は、一宮市（以下「発注者」という。）が実施する都市計画マスタープラン・立地適正化計画改定業務（以下「本業務」という。）について適用し、一宮市設計測量等委託契約約款（以下「約款」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、必要な事項を定め、受注者における契約の適正な履行の確保を図るものである。

また、本仕様書、約款及び設計図書に記載の無い事項は、愛知県建設局設計業務等共通仕様書を準用するものとし、最新のものは愛知県の関係機関 HP にて確認することとし、添付は省略する。

### （目的）

**第2条** 本市は、令和2年度に人口減少やそれに伴う少子高齢化の進行等といった社会情勢や上位計画である第7次一宮市総合計画の策定及び愛知県の尾張都市計画区域マスタープランの改定を踏まえ、都市計画マスタープランを改定した。また、都市機能の集積を図るとともに、公共交通ネットワークを活かした利便性を確保し、持続可能な都市経営を図るため立地適正化計画の策定を行った。

その後、市場経済のグローバル化や ICT、AI、IoT 等の技術革新が世界規模で急速に進展し、更には環境意識の高まり、自然災害の激甚化、新型コロナウイルスの流行など都市づくりを取り巻く環境の変化により、我が国の産業構造は大きな転換点を迎えている。

本市においても、産業構造を取り巻く変革期に対応するとともに、早期事業化を目指す名岐道路やスマートインターチェンジの設置を見据えたストック効果を最大限に発揮するため、都市計画マスタープランの見直しが必要である。

上記の背景を踏まえ、本業務は、都市計画マスタープランの改定を行うとともに、立地適正化計画の中間評価を行い、及び令和2年6月の都市再生特別措置法の改正に伴う立地適正化計画の居住誘導区域内に防災対策・安全確保策などを定める「防災指針」を盛込むため、立地適正化計画の改定を行うものである。

### （施行場所）

**第3条** 本業務における施行場所は、一宮市全域とする。

#### (法令等の遵守)

**第4条** 本業務の実施にあたり、設計図書、約款及び本仕様書に基づくほか、次の各号に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 都市計画法、都市再生特別措置法
- (2) 一宮市個人情報保護条例、一宮市契約規則
- (3) その他関係法令、通達等

#### (疑義)

**第5条** 本仕様書に明示のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議によりその取り扱いを定めるものとし、両者は誠意を持ってこれにあたるものとする。

#### (管理技術者、照査技術者、担当技術者)

**第6条** 本業務の管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画））又は RCCM（都市計画及び地方計画）の資格保有者でなければならない。

2 本業務の管理技術者は、過去10年間において、次の各号のいずれかの業務（元請に限る。）の実績を有する者でなければならない。

- (1) 都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の策定又は改定業務
- (2) 都市再生特別措置法第81条に規定された「立地適正化計画」の策定又は改定業務

3 本業務の管理技術者が、前項に掲げる業務のいずれかの業務の実績を有さない場合は、当該管理技術者が実績を有さない業務の実績を有する担当技術者を配置しなければならない。

#### (業務計画)

**第7条** 受注者は、監督員と十分な打合せを行い、次の各号に掲げる書類を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を含む）以内に監督員に提出しなければならない。

- (1) 管理技術者届及び照査技術者届（経歴証明書及び保有資格証明書）
- (2) 業務計画書
- (3) その他発注者が必要と認める書類

#### (テクリスの登録)

**第8条** 受注者は契約時又は変更時において、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請

しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。

#### (品質管理)

**第9条** 受注者は、適切かつ厳格な品質管理を行うため、関係法令等を遵守する他次に掲げる資格を取得し、本業務着手時に、その認証を証明する登録証の写しを監督員に提出するものとする。

(1) ISO9001(品質管理システム)

#### (損害賠償)

**第10条** 受注者は、本業務遂行により第三者に与えた損害及び第三者より受けた損害は、全て受注者の責任において処理解決するものとし、その発生原因、経過、被害状況等を発注者へ正確かつ迅速に報告するものとする。

#### (秘密の保持)

**第11条** 受注者は、本業務遂行により知り得た事項及び内容全般について、発注者の許可なく他に漏らしてはならない。

#### (個人情報の取扱い)

**第12条** 受注者は、個人情報を取り扱う場合は、一宮市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利・利益を侵害しないようその内容の保護に努めなければならない。

#### (履行期間)

**第13条** 本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和7年3月27日までとする。

#### (成果品の納入場所)

**第14条** 本業務成果品は、一宮市まちづくり部都市計画課へ納入するものとする。

#### (完了)

**第15条** 受注者は、完了届、成果品納品書とともに成果品を提出し、完了検査を受けるものとし、修正の指示があった場合は、速やかに、修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

#### (成果品の帰属)

**第16条** 本業務における成果は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承認を受けずに、複製や他への公表、貸与をしてはならない。

(瑕疵等)

**第 17 条** 受注者は、本業務完了後であっても、受注者の瑕疵等に起因する不良な個所が発見された場合は、速やかに、発注者の必要と認める修正その他必要な作業を受注者の負担で行うものとする。

## 第 2 章 業務内容

(令和 4・5 年度業務内容)

**第 18 条** 令和 4・5 年度の業務内容は、次に掲げるとおりとする。

### 1. 計画準備

本業務の目的、主旨を十分に把握した上で、業務の内容、実施方針、スケジュール、実施体制等を記載した業務計画書を作成する。

### 2. 都市計画マスタープランの改定

#### (1) 都市の現況及び本市が抱える都市課題の整理

##### ① 基礎データの収集整理

最新の都市計画基礎調査等既存資料を基に、本市の都市機能特性を明らかにする上で必要となる各種情報を収集整理し、本業務の基礎資料とする。

##### ② 上位・関連計画調査や社会動向の整理

令和 4 年度策定の一宮市第 7 次総合計画後期基本計画との整合や国、愛知県のまちづくりや産業動向及び社会情勢の変化について整理する。

##### ③ 本市が抱える都市課題の整理

①及び②における調査結果等に基づき、都市における課題を整理する。

#### (2) 全体構想（案）の検討

「(1) 都市の現況及び本市が抱える都市課題の整理」における調査結果等を踏まえ、本市の実情、概ね 20 年後の都市が目指すべき姿を展望しつつ、計画フレーム、将来都市構造、部門別の方針の見直しを行う。

#### (3) 地域別構想（案）の検討

全体構想の見直しに基づき、全体構想で掲げた施策・事業を地区ごとに振り分け、各地域の特性を十分に反映した地域別構想の見直しを行う。

#### (4) パブリックコメントの実施支援

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に関して本市が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

## **(5) 計画書の作成**

パブリックコメントの実施結果を踏まえ、都市計画マスタープランの計画書本編と概要版の作成を行う。

## **3. 立地適正化計画の改定**

### **(1) 立地適正化計画に関する基本的な方針の見直し（中間評価・見直し）**

現在の立地適正化計画について中間評価を行うとともに、「2. 都市計画マスタープラン改定」における調査検討結果に基づき、目標とする都市構造、まちづくりの方針、課題解決のための誘導方針並びに住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための基本的な方針について、見直し及び検討を行う。

### **(2) 居住誘導区域及び誘導施策の検討**

「2. 都市計画マスタープランの改定」及び「3.(1) 立地適正化計画に関する基本的な方針の見直し」における調査検討結果を踏まえ、居住誘導区域及び誘導施策の見直し・設定を行う。

### **(3) 都市機能誘導区域及び誘導施設等の検討**

「2. 都市計画マスタープランの改定」並びに「3.(1) 立地適正化計画に関する基本的な方針の見直し」及び「(2) 居住誘導区域及び誘導施策の検討」における調査検討結果を踏まえ、都市機能誘導区域及び誘導施設・誘導施策の見直し・設定を行う。

## **4. 委員会の運営支援**

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定に向け設置する委員会の運営支援については、当日の資料作成、当該委員会への出席、当日の議事要旨の作成を行う。なお、開催数は、3回とする。

## **5. 都市計画審議会の運営支援**

都市計画審議会の運営支援については、当日の資料作成を行う。なお、開催数は、2回とする。

## **6. 庁内検討会議の運営支援**

庁内検討会議の運営支援については、当日の資料作成、当該会議への出席、当日の議事要旨の作成を行う。なお、当該会議については、進行状況に応じて適宜開催するものとする。

## 7. 打合せ

打合せは、業務着手時、中間時4回、成果品納入時の計6回行うことを原則とするが、その他業務実施上必要な場合又は疑義が生じた場合は、速やかに、監督員と協議するものとする。

### (令和6年度業務内容)

**第19条** 令和6年度の業務内容は、次に掲げるとおりとする。

#### 1. 立地適正化計画の改定

##### (1) 災害リスク分析・評価

本市における洪水等の災害ハザードエリアの情報を整理し、居住誘導区域をはじめとする市全域における災害リスクの分析評価を行う。

##### (2) 防災指針の作成

災害リスク分析・評価に基づき、安全な居住の確保を図るため、防災・減災対策の検討を行い、ハード・ソフト両面からの施策、各施策の実施する区域及び短期・中期・長期に分けた実施時期の目標を明らかにする。

##### (3) パブリックコメントの実施支援

立地適正化計画に関して本市が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

##### (4) 計画書の作成

パブリックコメント実施結果を踏まえ、立地適正化計画の計画書本編と概要版の作成を行う。

#### 2. 委員会の運営支援

立地適正化計画等の改定に向け設置する委員会の運営支援については、当日の資料作成、当該委員会への出席、当日の議事要旨の作成を行う。なお、開催数は、4回とする。

#### 3. 都市計画審議会の運営支援

都市計画審議会の運営支援については、当日の資料作成を行う。なお、開催数は、2回とする。

#### 4. 庁内検討会議の運営支援

庁内検討会議の運営支援については、当日の資料作成、当該会議への出席、当日の議事要旨の作成を行う。なお、当該会議については、進行状況に応じて適宜開催

するものとする。

## 5. 打合せ

打合せは、業務着手時、中間時4回、成果品納入時の計6回行うことを原則とするが、その他業務実施上必要な場合又は疑義が生じた場合は、速やかに、監督員と協議するものとする。

## 第3章 成果品

### (成果品)

第20条 本業務の成果品は、次の各号に掲げるとおりとする。

- |     |                              |    |
|-----|------------------------------|----|
| (1) | 令和4・5年度業務報告書                 | 一式 |
| (2) | 令和6年度業務報告書                   | 一式 |
| (3) | 都市計画マスタープラン計画書（本編及び概要版）      | 一式 |
| (4) | 立地適正化計画 計画書（防災指針含む）（本編及び概要版） | 一式 |
| (5) | その他、監督員が必要と認めたもの             | 一式 |
| (6) | 前5号の電子データ                    | 一式 |

以上